

大和市告示第75号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、指定収集袋を使用して排出する場合に係る事業系一般廃棄物処理手数料及び家庭系廃棄物処理手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年4月12日

大和市長 大 木 哲

- 1 受託者の名称 大和商工会議所
会頭 河西 正彦
- 2 受託者の所在地 大和市中心五丁目1番4号
- 3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで